

Japanische Industrie-und Handelsvereinigung in Berlin e.V.

BERLINER LUFT

2005年第3号(2005年8月8日)

ベルリン日本商工会  
編集発行人：岩崎正博  
Charlottenstrasse 10  
14109 Berlin  
TEL:030-8036070  
FAX:030-8038905

目次

事務局からのお知らせ

会員紹介

在独日本大使館からのお知らせ

ビジネスお役立ち情報

1. 事務局からのお知らせ

(1)事務局日誌

- 6月 1日(水)第3回幹事会 戸田副会長兼財務幹事辞任、下山田新財務幹事選出
- 6月 3日(金)ベルリナルフト第2号 送付
- 6月10日(金)日独センター後援会 東と西シリーズ 講演会 松野
- 6月11日(土)日独協会 夏祭り 岩崎会長 松野
- 6月15日(水)ベルリン安全対策連絡協議会 岩崎会長 松野
- 6月16日(木)日独センター シンポジウム 「ピザ以降の教育」 松野
- 6月19日(日)日独センター 公開日 松野
- 6月30日(木)大使館経済班 笹路健一等書記官、林書記官 来事務所 松野
- 7月 4日(月)JETRO 経済産業省共催「企業連携によるイノベーションの創出」松野
- 7月12日(火)JFC INTERNATIONAL GMBH 清松社長、谷上、大浜氏と懇談 松野
- 7月22日(金)ベルリン日本人国際学校 総会

(2)2005年度夏のソフトボール大会

第15回ソフトボール大会は会場が8月23日にならないと最終的に決まらない状況です。  
9月3日(土)10時より従来と同じ会場のEichkamp (Sportanlage Eichkamp, Harbigstr.  
40)を申し込んでおりますが決定次第至急ご連絡いたしますのでにて奮ってご参加下さい。

(3)学校関係のお知らせ

ベルリンにある三つの日本人学校、補習校の二学期開始は下記の通りです。

学校	二学期開始
ベルリン日本人国際学校	8月18日(木) 電話 803 6830
ベルリン日本語補習授業校	8月10日(水) 891 1787
ベルリン中央学園	8月12日(金) 0162 866 4969

2. 会員紹介

(株)アイ・オー・データ機器 欧州駐在員事務所様

このたび、商工会へ入会させていただきました、(株)アイ・オー・データ機器 欧州駐在員事務所と申します。

弊社は、従来、日本市場を中心に、パーソナルコンピュータ用各種周辺機器(メモリ、ハードディスク、DVDドライブ、液晶ディスプレイ、マルチメディア関連、ネットワークなど多

種)の開発・製造・販売を行なって参りましたが、今回、欧州のお客様へのOEM案件サポートのため、ベルリンに事務所設立の運びとなりました。事務所設立に際しましては、商工会加盟の多くの方々にアドバイスいただきましたこと、この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

実は、ベルリンでの活動は事務所設立より遙か以前の2003年11月に始まり、以来、駐在員1名のみ現在に至っております。欧州地域、特にここドイツのコンシューマ市場は世界に類を見ないほど厳しい競争となっており、ない知恵を絞って辛うじて商売をさせていただいておりますので、当面、ドイツ人を含め増員はないものと思います。このような環境の下で、更なるOEMのお客様獲得と、欧州内での調達・生産に関する調査、安全規格・環境規格等に関する実態把握と本社へのフィードバック、などが当面のミッションになるかと存じます。

今後とも、商工会の皆様からのご指導・ご鞭撻を賜りながら活動して参りたいと存じますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。

名称：株式会社アイ・オー・データ機器 欧州駐在員事務所  
(英文表記：I-O DATA DEVICE, INC. Europe Representative Office)  
代表：堀岡宏至 (Koji Horioka)  
電話：030-8322-1708  
FAX：030-8322-1726  
E-Mail：khorioaka@iodata.jp

### 3. 在独日本大使館からのお知らせ

#### (1)ベルリン安全対策連絡協議会について

2005年6月15日、大使館において「ベルリン安全対策連絡協議会 (Japanisches Komitee fuer Sicherheitsvorkehrungen und Informationen in Berlin)」を開催しました。

この協議会は、在ドイツ日本国大使館管轄区域内での発生が予想されるテロ事件や大規模事故・災害等の発生時に、これを「緊急事態」ととらえ、その際に邦人への各種安全対策を円滑に進めるため、官民相互による協力体制の基盤確立、意見交換、情報交換、各種施策の実施(各種資料の整備、在留邦人全体への安全意識の高揚等)を行うことを目的とするもので、ベルリン所在の邦人団体と大使館をメンバーとして発足しました。

協議会では、次の3点について推進することとしています。

- ・ 緊急連絡網の整備
- ・ 在留邦人に対する「安全情報」の発信
- ・ 官民双方による治安情報、防犯・安全対策情報の共有

また、今後の方針について、次の3点を確認しました。

- ・ 協議会の開催  
今後、3ヶ月に一度を目途に、定例会合を開催することとし、必要に応じて随時臨時会合を開催する。
- ・ メンバーの拡大  
在留邦人側のニーズ等を踏まえ、協議会メンバーによる承認を経て、順次メンバーの拡大を検討する。
- ・ 関係者への協力依頼  
専門的な見解等が必要と認める場合には、適宜、協議会外関係者の協力を求め、実効ある協議会運営に努める。

#### 連絡先

在ドイツ日本国大使館領事警備班  
住所：Hiroshimastr.6 10785Berlin  
Tel：030-210-940(代表)  
Fax：030-210-94228

## (2)ロンドンの爆発事件について

・7月7日、英国・ロンドンで発生した爆発事件に関して、同日「欧州におけるジハード基地組織」と名乗る者による声明がウェブサイト上に掲載されました。犯行声明の概要は以下のとおりです。

1. 英雄たるムジャーヒドゥーンが英国で祝福すべき攻撃を行った。

2. 我々はさらに、デンマークとイタリア両国政府、および全ての十字軍政府に対して警告する。彼らはイラクとアフガニスタンから軍隊を撤退させなければ、同じ制裁を受けるだろう。

・声明の信憑性など詳細は明らかになっていませんが、今後欧州諸国やその他地域において、テロ事件が発生する可能性も排除されないことに留意し、テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう、最新の関連情報の入手に努めてください。

・ドイツ国内では、現在のところ、具体的な脅威情報はないものの、関係国大使館、駅、空港及び国境等における警戒が強化されています。テロの標的となる可能性がある施設等（政府関係機関や権益に属する施設等）の危険な場所にはできる限り近づかない、大勢の人が集まる場所（駅、ショッピングセンター等）では警戒する、周囲の状況に注意を払う（放置された鞆や段ボール箱など不審物を発見した場合は、絶対に近づかない）など安全確保に十分注意を払ってください。

## 4. ビジネスお役立ち情報

（日本貿易振興機構ジェトロ 2005年7月15日付通商弘報 デュッセルドルフ報告）

廃電気電子機器リサイクルのEU指令（WEEE / RoHS）に基づく8月13日のリサイクル制度施行まで約1ヵ月となった。既に国内法が制定されているドイツでも、制度の詳細にはいまだ不明な点が多く、現地日系企業も対応に苦慮している。

ジェトロは7月6日、WEEE / RoHS対策を中心とする「環境セミナー」を開催し、日系企業の主な疑問点に対する連邦環境省の見解や、リサイクル事業のビジネスモデルなどを紹介した。

WEEE / RoHSのEU指令は、2005年1月の連邦議会、2月の連邦参議院で法案が可決され国内法が成立、3月から一部が施行されている。今回のセミナーでは、法案が議会で審議される過程で変更された点のほか、企業関係者からよく聞かれる疑問点に対する政府の見解を紹介した。

### < EU加盟国でそれぞれ異なる対応が必要 >

日本の環境対策では企業の現状に注意を払い、できることから始める傾向があるのに比べ、ドイツでは企業の現状の動向よりも理念が先行し、とりあえず制度をスタートさせ、実施する過程で調整していく特徴がある。このため、実際に制度がスタートしてみないとわからない点も多く、現地日系企業の間にも戸惑いが広まっている。セミナーでは日系企業が抱える代表的な疑問について、環境省の見解が示された。

まず適用範囲については、EU指令に基づく法制化を各国ごとに行う以上、EU加盟国へ電気電子機器を輸出する際には、それぞれの国の異なる法規をすべて考慮しなければならない。企業によってはドイツの拠点でEU全域をカバーするケースも多いため、企業からは識別表示（注1）を含め、WEEE全般について各国共通の制度を導入したほうが良いとの声が上がっている。この指摘について環境省は、現時点でEU加盟国共通の制度導入は無理だが必要性を認め、他国と良く連絡を取り合うよう努めるとコメントした。

電気電子機器の製品分野によって5種類の回収コンテナを設置するが、コンテナごとにシュッターにかけられる可能性があり、企業努力による製品のリサイクル設計が評価されない懸念がある。リサイクル設計の製品には、資金調達保証（注2）の額を下げるなどのインセンテ

ィブが必要だという意見があるが、これについては今後情報を蓄積するとの連邦環境省の見解が紹介された。

このほか、メーカーが中央登録機関（EAR）に登録する際、廃棄物処理業者についても併せて申告する必要があるかという点については、メーカーはEARからの回収命令にいつでも応じられるよう、事前の備えをしていることを知らせればよいとの見解が示された。

#### < 企業ごとに求められる回収・リサイクルへの対応 >

ドイツ WEEE 法では、包装容器リサイクルを一手に担うデュアル・システム・ドイツランド（DSD）のような強力な独占組織は作らないという方針である。このため、松下電器産業がトムソン（フランス）、日本ビクターと協力して回収・リサイクルの仕組みを構築するなど、企業ごとに取り組んでいる。また、中・小規模のリサイクル業者が連携して、欧州全域をカバーするネットワークを築いている例もある。今回のセミナーでは主に IT 関係のリサイクル事業を手がけるテックプロテクトのミノア氏が、同社のビジネスモデルについて紹介した。

このほか、電気電子機器に限らず、自動車など広範な製品に共通する問題として、メーカーが一度 EU 域外に販売した製品が、中古品となって EU 域内市場に再び持ち込まれた場合、メーカーは取引に介入しようがなく、このような場合にまで製造者責任を問われても、現実に対応は難しいとの問題提起があった。

2003 年 2 月に WEEE / RoHS の EU 指令が定められて以来、EU 加盟各国は同指令の実行に向けた国内法の整備などを進めてきた。ジェットロは EU 指令が定められる直前の 2003 年 1 月を皮切りに、2003 年 10 月、ドイツ国内法案の閣議決定を受けた 2004 年 10 月と過去 3 回、WEEE / RoHS に関する環境セミナーを開き情報提供してきた。

今回のセミナーの概要は、[JETRO 環境セミナー](http://www.jetro.de/j/hp2005all/seminar/UmweltJuli/index.htm)  
( <http://www.jetro.de/j/hp2005all/seminar/UmweltJuli/index.htm> )

で閲覧できる。

- (注1) 2005 年 8 月 13 日以降に初めて市場に出した電気電子機器であることを証明するため、に製品につけることを義務付けられたシンボルマーク。
- (注2) メーカーが EAR に提出する電気電子機器の引き取りと、廃棄処理の費用負担に関する資金調達保証金。

( 橋口昌道、平田裕之 )